



# もっと子育てしやすいまちへ！ 保育園・認定こども園の 保育料を引き下げます

市では、子育て支援の推進と子育て世帯への経済的負担を軽くするために、平成27年度から現行保育料を引き下げます（詳細は左表参照）。子ども・子育て支援新制度に移る市内の保育園・認定こども園の保育料は、国が定める基準の範囲内で市が設定しています。

各施設、事業者によっては、保育料のほかに、実費負担（上乗せ徴収）がかかる場合があります。個々の決定保育料については、市から4月中旬に通知する予定です。新制度に移行しない「聖ルカ幼稚園」の保育料は、今まで通り、園が設定します。

**4月からの保育料の算定方法が変わります**

- 認定こども園（幼稚園部分）  
一律の保育料  
↓  
市民税額を基準とした階層区分
- 保育園・認定こども園（保育園部分）  
所得税額等を基準  
↓  
市民税額を基準とした階層区分

■問い合わせ  
保育園について 社会福祉課 ☎64・6013  
幼稚園について 教育総務課 ☎64・6031

## ■1号認定保育料 認定こども園（幼稚園部分）

| 階層 | 階層区分                    | 保育料（月額） |        |     |
|----|-------------------------|---------|--------|-----|
|    |                         | 第1子     | 第2子    | 第3子 |
| 第1 | 生活保護世帯                  | 0円      | 0円     | 0円  |
| 第2 | 市民税非課税世帯                | 3,000円  | 1,500円 | 0円  |
| 第3 | 市民税所得割<br>77,100円以下の世帯  | 8,900円  | 4,450円 | 0円  |
| 第4 | 市民税所得割<br>211,200円以下の世帯 | 10,000円 | 5,000円 | 0円  |
| 第5 | 市民税所得割<br>211,201円以上の世帯 | 11,000円 | 5,500円 | 0円  |

## ■2号3号認定保育料 保育園・認定こども園（保育園部分）

| 階層 | 階層区分                                 | 保育料（月額）                   |         |                           |         |
|----|--------------------------------------|---------------------------|---------|---------------------------|---------|
|    |                                      | 2号認定<br>3歳児～5歳児 保育園などの子ども |         | 3号認定<br>0歳児～2歳児 保育園などの子ども |         |
|    |                                      | 保育標準時間                    | 保育短時間   | 保育標準時間                    | 保育短時間   |
| 第1 | 生活保護世帯                               | 0円                        | 0円      | 0円                        | 0円      |
| 第2 | 1 市民税の非課税世帯であって、ひとり親または在宅障がい者の方がいる世帯 | 0円                        | 0円      | 0円                        | 0円      |
|    | 2 第2-1階層を除く市民税非課税世帯                  | 3,600円                    | 3,500円  | 4,700円                    | 4,600円  |
| 第3 | 1 市民税均等割のみ課税世帯                       | 8,900円                    | 8,700円  | 10,700円                   | 10,500円 |
|    | 2 市民税所得割48,600円未満                    | 12,600円                   | 12,300円 | 14,400円                   | 14,100円 |
| 第4 | 1 市民税所得割48,600円以上73,000円未満           | 16,100円                   | 15,800円 | 17,600円                   | 17,300円 |
|    | 2 市民税所得割73,000円以上97,000円未満           | 24,000円                   | 23,500円 | 24,600円                   | 24,100円 |
| 第5 | 1 市民税所得割97,000円以上133,000円未満          | 27,800円                   | 27,300円 | 33,100円                   | 32,500円 |
|    | 2 市民税所得割133,000円以上169,000円未満         | 28,200円                   | 27,700円 | 37,800円                   | 37,100円 |
| 第6 | 市民税所得割169,000円以上301,000円未満           | 28,400円                   | 27,900円 | 42,500円                   | 41,700円 |
| 第7 | 市民税所得割301,000円以上                     | 32,000円                   | 31,400円 | 51,200円                   | 50,300円 |

同時入園の場合、2番目の子どもについては半額、3番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料

※階層区分認定の基礎となる課税額は、保護者（父母）の課税額を合算した額になります（配当控除や住宅ローン控除などの直接控除は適用せず、控除前の税額で算定します）。現在行っている旧年少扶養控除にかかる再算定は行いません

## 保育園・認定こども園を 兄弟姉妹で利用する場合 2人目は半額、 3人目以降は無料に

■県と市が、平成27年度から実施する「新ふくい3人っ子応援プロジェクト」により、同一世帯で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）を3人以上養育していて、保育園や幼稚園を利用する子が第3子以降である場合、保育料が無料になります。



■認定こども園（幼稚園部分）では、年少から小学3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします（国制度）。

第1子の保育料は全額負担となりますが、第2子は半額になります。

第1子が年少～小学3年生までの範囲外（小学4年生以上）になった場合は、それまで第2子だった子どもを第1子とカウントします



■保育園、認定こども園（保育園部分）では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします（国制度）。

第1子の保育料は全額負担となりますが、第2子は半額になります。

第1子が小学校就学前までの範囲外（小学1年生以上）になった場合は、それまで第2子だった子どもを第1子とカウントします



### 保育料の切り替え時期が変わります

平成27年度から、保育料の切り替え時期が、毎年9月になります。

- ・4月～8月分は、平成26年度（平成25年中所得）の市民税額
- ・9月～翌年3月分は、平成27年度（平成26年中所得）の市民税額

